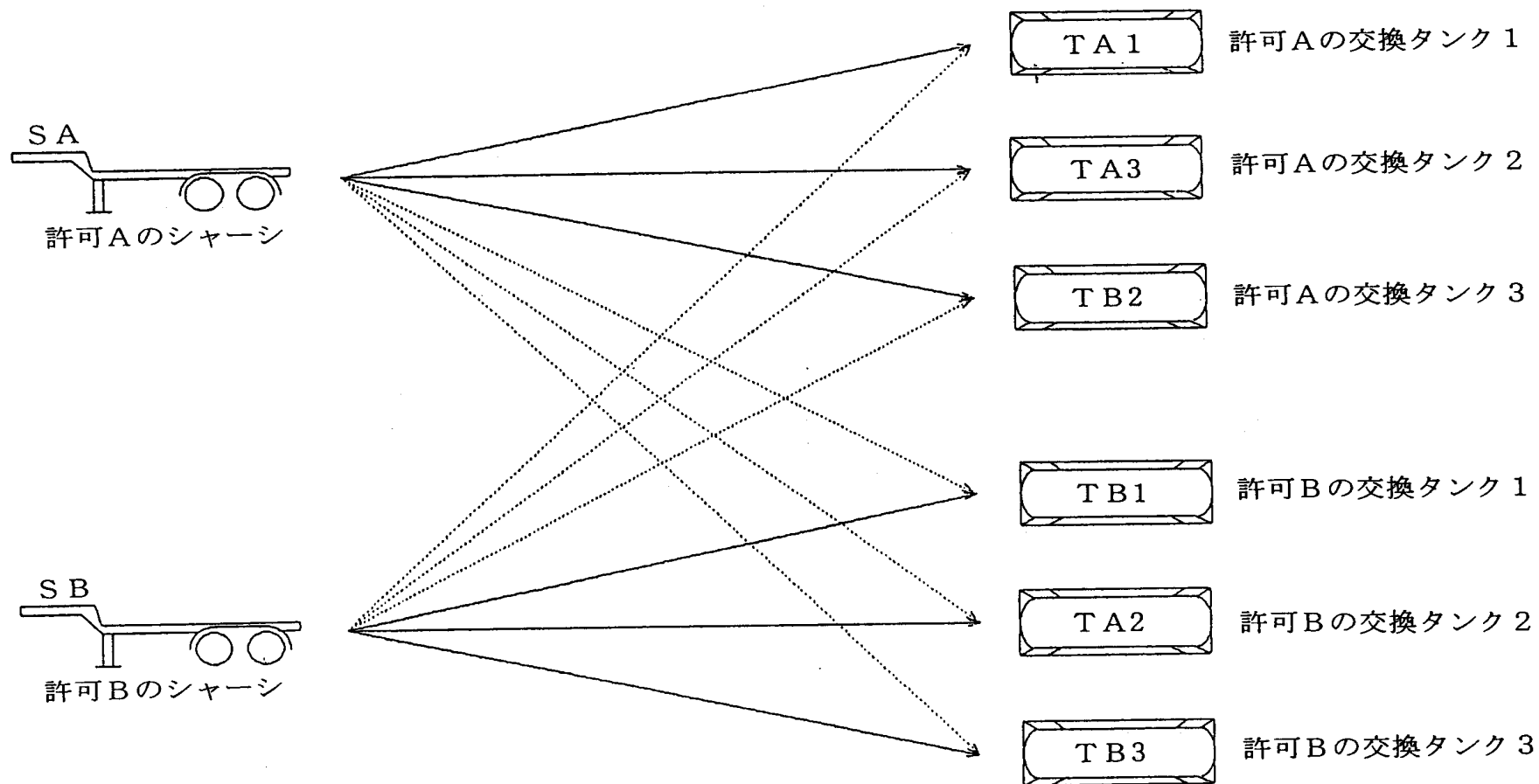


別図 1



- ※ 1 緊結装置に同一性があれば、他の許可車両への積み替えが可能であり、当該タンクコンテナは当該他の許可車両の移動貯蔵タンクと見なされ手続は不要であること。
- ※ 2 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所（以下「国際タンクコンテナ」という。）の交換タンク（許可を持たないものに限る。）の増設は、軽微な変更工事とすることとし、国際タンクコンテナ以外の積載式移動タンク貯蔵所の場合は変更許可とすること。

別図 2

